

11月は『ちば国保月間』です！

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように助け合う制度です。皆さんの健康を守るための大切な制度である『国民健康保険』へのご理解と、大切な財源である『国民健康保険税』の納期内納付にご協力をお願いします。

医療費の適正化に

ご協力ください

医療費は年々増加傾向にあり、このまま医療費が増え続けければ、加入している皆さんの国民健康保険税の負担も大きくなっていきます。まずは、医療費に関心を持ち、適切な受診にご協力ください。

整骨院や接骨院での

柔道整復師が行う施術

保険診療の『対象となる場合』と『対象とならない場合』があります。施術を受ける時は、負傷原因を正確に伝え、国民健康保険が適用できるか正しく理解した上で、施術を受けましょう。

市では、医療費の適正化を図るため、対象の方に負傷原因等の受診照会を行っていただきます。日頃から受診日の記録や

領収証などを保管していただき、照会があった場合はご自身でご記入の上、回答にご協力をお願いします。
なお、受診照会は専門業者に委託して実施しています。

◆委託先

ガリバー・
インターナショナル(株)

◆対象となる場合

○外傷性が明らかな骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷
なお、骨折および脱臼については、緊急の手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

◆対象とならない場合

○日常生活からくる単なる肩凝り・疲労・筋肉疲労・筋肉痛・腰痛・体調不良



- 捻挫や打撲が治った後のマッサージ代わりの利用
 - 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛みや凝り
 - 症状の改善の見られない長期の施術
 - 医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）
 - 仕事中や通勤途中に起きた負傷（労災保険適用が原則）
- ◆**施術を受けるときの注意点**
- ① 負傷原因を正しく伝えましょう
 - ② 柔道整復師治療費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入しましょう
 - ③ 領収証を必ずもらいましょう
 - ④ 治療が長引く場合は医師の診断を受けましょう

問合せ

国保年金課（2階）

☎(20)15003、FAX(20)16000

歯周病検診・妊婦歯科検診を受診しましょう！

市では、歯周病の予防と早期発見のため、歯周病検診・妊婦歯科検診を実施します。

- ◆**日**にち 12月19日(土)
- ◆**受**付 妊婦歯科検診 13時～13時10分
歯周病検診 13時30分～14時
※歯周病検診の受付時間は、申込後、個別にご案内します。
- ◆**内**容 歯科診察、歯科相談、個別ブラッシング指導
- ◆**対**象者 妊婦および令和2年4月1日現在で40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳の市内在住者
- ◆**費**用 500円
- ◆**場**所 保健センター

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期または中止となる場合があります。



申込み・問合せ 保健センター ☎(25)1725、FAX(25)1865